

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条に次の2項を加える。

- 3 事務所に支所を置く。
- 4 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 軽自動車税事務所

位 置 京都市伏見区深草中川原町13番地の7

第2条第1項の表納税室の項中「納税推進係長 軽自動車税係長」を「納税推進係長」に改め、同条第4項中「担当係長」の右に「、支所に担当課長、担当課長補佐又は担当係長」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 支所に次の職員を置く。

軽自動車税事務所長

管理係長

軽自動車税係長

その他の職員 若干人

第3条第2項中「室長」の右に「及び軽自動車税事務所長」を加える。

第5条納税室の項第6号及び第7号中「軽自動車税及び」を削り、同項第11号中「市民税室」の右に「及び支所」を加え、同項第14号を削り、同項第15号を同項第14号とし、同項に次の1号を加える。

- (15) 支所に関する事。

第6条を第7条とし、第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事務の概目)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第6条 支所の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関する事。
- (2) 軽自動車税に係る過料の決定に関する事。
- (3) 軽自動車税に係る証明に関する事。

- (4) 証明及び閲覧の手数料の調定及び徴収に関すること。
- (5) 鑑札の交付に関すること。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)